

(別紙) 日常生活圏域ニーズ調査等分析業務及び高齢者保健福祉計画策定業務委託
プレゼンテーション審査要領

1 審査員

- ・選定委員会を設置し、審査を行う。
- ・委員は、委員長を含む3名で審査する。

2 審査方法

提出書類による書類審査及び担当者プレゼンテーションによる面接審査。

プレゼンテーションは、原則として「日常生活圏域ニーズ調査等分析業務及び高齢者保健福祉計画策定業務委託プロポーザル実施要領」の第3号様式に記載のある配置予定者のうち業務責任者が実施すること。

3 審査項目及び配点

別表のとおり。

4 合否の判定

各審査員の合計点の高いものを採用する。

【別表】プレゼンテーション審査基準表

	審査項目	評価項目	詳細	配点
1	業務実施体制 及び企業の評価	体制	業務実施にあたって十分な人員配置及び組織体制が提案されているか	5
		過去の実績	令和元年度以降に、多治見市と同等規模の団体の介護保険事業計画策定実績があるか。県内または全国の自治体で第9期計画策定実績があるか	5
2	基本的な考え方	最新の高齢者福祉動向への理解	最新の国等の高齢者福祉政策への理解や他市の特色ある施策等について理解があるか	5
		策定スケジュール	調査票の作成から計画書等の作成までのスケジュールは適正か（令和7年度から令和8年度までの間）	5
3	基礎資料の作成	基礎資料の作成	本市の特性を把握した提案内容で、実現性があるか	10
4	調査業務	調査分析	現計画を踏まえ、次期計画のための課題を把握しやすい調査及び分析方法をとっているか	10
5	計画策定	計画書及び概要版の構成	策定に係るポイント等分かりやすい構成提案がされているか、市民へ伝わりやすい紙面構成イメージか	15
		推進協議会会議運営支援	高齢者保健福祉計画推進協議会の会議運営について、効果的な支援内容が提案されているか	15
6	プレゼンテーション、ヒアリング	担当者の対応	提案書の内容を補完し、説明はわかりやすく、論理的な説得力を有しているか	10
			質問に対し、的確な回答が得られたか	10
7	見積書上限額	適正価格	見積価格順位と最低価格者との価格差を勘案し、評価点を算出 1位（最低見積額）を10点とし、2位以下については次の式により算出することとする。（1位の見積額/当該見積事業者額）×10点	10

採点区分（1～7までの評価区分）

特に優れている ×1.0倍 優れている ×0.8倍 普通 ×0.6倍 やや不足 ×0.4 不足 ×0.2倍